

平成 29 年 7 月定例総会

## 小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 7 月 20 日（木）

午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

1. 開催日時：平成 29 年 7 月 20 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(14 人)

会長	松山多作		
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治		
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員：なし

## 5. 任命式

(進行：産業振興課長兼農業委員会事務局長)

- 第 1 開 式
- 第 2 農業委員会委員へ辞令交付
- 第 3 小値賀町長挨拶
- 第 4 閉 式

## 6. 初 総 会

- 第 1 開 会
- 第 2 臨時議長の選任
- 第 3 会長互選
- 第 4 会長職務代理者（副会長）互選
- 第 5 総会時の議席決定（抽選）
- 第 6 長崎県農業会議会議員指名
- 第 7 土地改良区理事指名
- 第 8 農地利用最適化推進委員の承認
- 第 9 農地利用最適化推進委員の委嘱状交付
- 第 10 小値賀町長挨拶
- 第 11 部会の設置
- 第 12 農地中間管理機構事業の説明
- 第 13 議案審議

- ①農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規程に基づく平成 29 年度第 2 回農用地利用集積計画（案）について

②農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 29 年度第 2 回農用地利用  
配分計画（案）について

第 14 その他

- ①農業委員会会長が就任する、任意団体の役員について
- ②農業委員・推進委員の役割説明
- ③利用状況調査（農地パトロール）について
- ④公務災害補償制度の加入申し込みについて
- ⑤平成 29 年度地区別農業委員会研修会（県北地区）について

日時：8 月 25 日（金）13：30～16：30

会場：佐世保市 九十九島ベイサイドホテル&フラッグス

- ⑥8 月行事予定と 8 月の定例総会日程 8 月 24 日（木）13 時 30 分から（案）

- ⑦農業委員報酬及びその他関係事項について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸

係長 山元 忍

書記 岩坪 百合

【任命式】

事務局長： 皆様、こんにちは。

私は、産業振興課課長兼農業委員会事務局長の中村と申します。進行をさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日、お集まりいただきました皆様は、平成 28 年に施行されました改正農委法により初めて任命されました小値賀町の農業委員であります。おめでとうございます。

ただいまから、小値賀町農業委員会委員に対します、任命式を開式いたします。

それでは、農業委員への辞令の交付をいたします。西町長、お願いいたします。

委員お一人お一人に、辞令を交付します。お名前をお呼びする順番は、五十音順とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、その場にお立ちになり、辞令をお願いします。

<辞令 交付>

事務局長： 以上で、辞令の交付を終わります。

引き続き、西町長から挨拶をお願いいたします。

西町長： 本日は大変お忙しい中に、こうしてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先程、任命状をお渡ししましたが、この度、新しい制度で農業委員となられました皆様には、

前任者同様、農業振興のためにご活躍いただきますよう、どうぞよろしく願いをいたします。

このあと、初めての総会が予定されていますので、その場で改めてご挨拶をさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。

事務局長： 以上を持ちまして、小値賀町農業委員会委員に対します任命式を閉式いたします。

#### 【改選後 初総会】

事務局長： 引き続き、改選後の初総会を開会いたします。

本日の改選後の総会は、町長が招集いたしました。

次に、本日の委員出席数を報告いたします。

出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規程に基づき、総会は成立いたします。

なお、現在の仮番号、席順は、五十音順でございます。議席抽選までの間は、そのまま進めていきたいと思っております。

議事日程に入る前に、自己紹介を行いたいと思っております。まず、事務局のほうから行い、それから仮番号順をお願いいたします。

#### <事務局紹介>

事務局長： 次に、農業委員・推進委員の紹介をお願いいたします。

#### <農業委員・推進委員紹介>

事務局長： 委員の皆様、ありがとうございました。

ただいまから議事に入りますが、仮議長の選出までの進行を私の方で進めますので、よろしく願いいたします。議事に入る前に、配布資料の確認をお願いします。

#### <配布資料確認>

事務局長： それでは、議事に入ります。

仮議長の選出についてを議題といたします。

今回は、任命後初めての総会でございますので、会長が決まるまでの仮議長を選出していただきたいと思っております。

地方自治法第 107 条の規定を準用して、議長の職務を行う者がいない時は、年長の委員が臨時にその職務を行うとされておりますので、前田猛委員にお願いしたいと思っております、いかがでしょうか。

#### <異議なし>

事務局長： それでは、ご承認をいただきましたので、ここからは前田猛委員に仮議長をお願いいたします。仮議長であります前田委員の進行によりまして、会長の選出をお願いいたします。

仮議長： ただいま仮議長のご指名を受けましたので、皆様方のご協力をいただきながら、議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、会長選出に入ります。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長の選出を行います。選出の方法としましては、投票による選出と推薦による方法の2通りがありますが、どちらの方法で行うか、皆様のご意見をお伺いいたします。

なお、前回は推薦による方法で、旧三ヶ村に分かれて協議し、それぞれ会長候補2名を選出していただき、選出された6名で再度協議していただいて決定しておりますが、いかがでしょうか。

松山委員： 以前からそういう方法で行ってきていますので、その方が間違いないかと思えます。

仮議長： それでは異論がないようですので、別室に分かれていただいて協議をお願いします。

旧前方村の方は第5会議室、旧笛吹村の方は第3会議室、旧柳村の方は第2会議室へ、それぞれ移動していただいて協議をお願いいたします。協議結果を報告する方を1名選んでおいてください。

しばらく休憩します。

<協議のため休憩>

仮議長： それでは再開します。

協議が終わりましたので、それぞれの地区から2名の会長候補の報告をお願いいたします。旧前方村の代表 宮崎委員をお願いします。

宮崎委員： 会長候補は、松山委員と小崎委員です。

仮議長： ありがとうございます。旧笛吹村の代表 小崎委員をお願いします。

小崎委員： 会長候補は、松山委員がいいと思います。職務代理は、会長一任でいいと思います。

仮議長： ありがとうございます。旧柳村の代表 北野委員をお願いします。

北野委員： 会長候補は、松山委員です。職務代理は、小崎委員でいいと思います。

仮議長： ありがとうございます。

ただいま、候補者から松山委員さんを会長にとの発表がありました。皆さんからご意見はありませんか。

<異議なし>

仮議長： 皆さんご異議無いようですので、会長を松山委員さんに決定いたします。

それでは、松山委員さんが会長に就任いたしましたので、私の仮議長職を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長： 前田委員さん、ありがとうございました。

それでは、松山委員さんが会長に就任されましたので、議長席にお着きください。

新会長より一言、就任のご挨拶をお願いいたします。

松山会長： 皆さんからの推薦で、今回、会長職という大役を仰せつかりましたけれども、先程から言いますように、任期は経験していますけれども中身の方は空っぽと思います。皆さんと一緒に勉強していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、会長職務代理者の選出に入りますが、先程より、小崎委員の名前をいただいておりますが、皆さんいかがでしょうか。

<異議なし>

松山会長： 異議なしということで、小崎委員さんをお願いしたいと思います。一言、就任のご挨拶をお願いいたします。

小崎委員： 職務代理者として就任いたしましたが、何もわかりませんので、皆さんと一緒に勉強して一生懸命務めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

松山会長： 続きまして、議席抽選についてです。今後、総会をする際の議席の決定をします。事務局から説明をさせます。

事務局長： 会長は1番、職務代理者は2番となっておりますので、それ以外の委員さんで、3番から14番までをくじを使って抽選いたします。今回、女性の委員さんが1名増えて3名就任されており、席が隣同士のほうが何かと都合がよいのではないかと思います。そこで、土川委員さんを12番、迎委員さんを13番、浦委員さんを14番にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局長： それでは、土川委員さんを 12 番、迎委員さんを 13 番、浦委員さんを 14 番ということにしまして、残りの 3 番から 11 番までのくじを使って抽選したいと思います。

<議席の抽選・抽選結果報告>

松山会長： それでは、議席が決定しましたので、事務局から発表されたとおりに、着席願います。

<議席番号のとおり着席>

松山会長： 今後の総会のときは、この議席となりますので、よろしく願いいたします。  
次に、長崎県農業会議会議員指名に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは、説明いたします。農業委員会は、系統組織で、一般社団法人長崎県農業会議、さらに全国農業会議所があります。市町村の農業委員会の会長は、自動的に長崎県の農業会議の会議員となりますので、会長を指名ということによろしいでしょうか。

<異議なし>

会長： それでは、会長が長崎県農業会議会議員ということに決定いたします。  
次に、土地改良区理事の指名について、事務局から説明をお願いします。

事務局長： 土地改良区定款の第 17 条に、役員の選任は選任規程によるものとされており、その役員選任規定の第 2 条第 4 項に農業委員会の会長が理事になることが謳われておりますので、会長が理事になるということになります。

筒井委員： 先日の理事会で、会長は総代になっています。総代は土地改良区の理事になれませんので、農業委員会の会長若しくは農業委員の互選によると決めました。

事務局長： 土地改良区の筒井理事が言いましたように、松山会長は総代になっており、理事にはなれないということですので、その他の委員の方から決めたいと思います。

松山会長： 地区の理事また総代ではない方じゃないとなれません。小崎委員も大島の土地改良区の理事長ですのでなれません。

筒井委員： 他には、入口委員、宮崎委員も総代になっています。

松山会長： どなたか推薦はいませんか。吉田委員さんは何か役を持っていますか。

吉田委員： 何も持っていません。

筒井委員： 理事会は年5回、夜に約2時間あります。最後は3月の総代会に出席していただきます。

松山会長： 農業委員の経験者も少ないので、吉田さんをお願いしたいと思いますがよろしいですか。

吉田委員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

次に、農地利用最適化推進委員の承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長： 農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっておりますので提案するものです。

推進委員候補者の住所及び氏名を読み上げます。

<一覧表をもとに4名の推進委員さんを読み上げる>

事務局長： 以上の4名であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

松山会長： 以上、事務局から説明がありました。農地利用最適化推進委員の承認については、推進委員候補者を一括して承認することとしてよろしいですか。

<異議なし>

松山会長： 議案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

<全委員 挙手>

松山会長： 採決の結果、全委員賛成で農地利用最適化推進委員を承認することといたします。

次に、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局長： 先程、承認されました農地利用最適化推進委員4名の方に対しまして、委嘱状の交付をいたします。

会長から各委員へ委嘱状を交付します。委員お一人お一人に委嘱状を交付します。お名前をお呼びしますので、正面中央にお進みください。

<委嘱状 交付>



事務局長： 以上で、委嘱状の交付を終わります。

それでは、ここで町長に挨拶をお願いいたします。

西町長： 本日は、新委員による初めての総会ということで、町を代表しましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

農業委員会の新しい体制が整ったということで、会長就任の松山委員をはじめ、農業委員会の新しい委員の皆様におかれましては、ご就任、誠におめでとうございます。これから、委員さん一致団結して頑張りたいと思っていますところがございます。

小値賀町における農業は、これは何といても一次産業の中核を占める基幹産業と言い続けていまして、一番力を入れているところがございます。近年は、耕作放棄地の拡大・増加や、高齢化による担い手不足の問題を筆頭に多くの問題を抱えておりまして、その対策に大変苦労しています。

しかし、動かなければ進展しないということでございまして、離島振興法の改正によりまして新たに設けられました離島活性化事業を積極的に導入しまして、今まで無理だと言われてきた新しいソフト事業に挑戦をし、それなりの効果をあげています。ご承知のお方もおられますけれども、平成25年の農地法改正以来、農業委員の皆様の仕事内容が少し変わっており、その業務・役割も年々重くなっております。そういうことで、皆様方には本町、第一次産業・農業の生産基盤であります農地の有効利用を図るための、いわゆる農地の番人として、これから3年間お世話をいただくわけですが、先程から申し上げますように、小値賀町の大きな課題がありますので、これからは皆様のお力をお借りしながら一つ一つ出来ることから解決を図りたいと考えております。

そういうことで、今まで以上のご支援・ご協力を重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。皆様、これからよろしくをお願いいたします。

松山会長： ありがとうございます。

次に、部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局長： それでは、説明いたします。

農業委員会への部会の設置については、農業委員会等に関する法律第16条に規定されております。

これまでは、農地集積や遊休農地の解消、また、農業者年金の加入促進、全国農業新聞購読の推進など、県の農業会議等から年間目標の設定がなされており、これらを受けまして、前回から「農地集積と情報対策班」「荒廃農地解消対策班」「農業者年金推進対策班」の3つの班を作って推進しております。今年度も「新・ながさき農業バックアップ大作戦」ということで、班の編成を求められておりますので、先程言いました3つの班は維持していきたいと思っております。

会長は3つの班の総括ということで班には所属しません。

農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんは、いずれかの対策班に所属していただきたいと思っております。全員で17名ですので、6名の班が2班、5名の班が1班となります。

推進委員さんは業務内容の都合上、「農地集積班」及び「荒廃農地班」へそれぞれ2名ずつ入っていただきたいと思います。

農業委員さんは、「農地集積班」及び「荒廃農地班」へそれぞれ4名ずつ入っていただき、「年金推進班」へ5名入っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松山会長： それでは、みなさんから何かご意見はございませんか。

会長職務代理者は、年金班の班長ということで、従来からずっと続いています。年金関係の会議なども佐世保の方であります。それには、女性の委員と職務代理者が一緒に行ってもらっていましたがいかがでしょうか。年金班から決めていただきたいと思います。異議はありませんか。

<異議なし>

松山会長： 年金班は全員で5名でして、今4名ですのであと1名です。どなたかいませんか。

(前田委員との声あり)

松山会長： 前田委員という声があがっていますが、前田委員、頑張ってくださいか。

前田委員： わかりました。よろしくお願いします。

松山会長： ありがとうございます。あとは農地集積と情報対策班、荒廃農地解消対策班になります。農地集積と情報対策班は若手がいいと思いますが、宮崎委員どうでしょうか。

宮崎委員： はい、よろしくお願いします。

木村推進委員： 推進委員は決まりました。大久保推進委員と私が農地集積と情報対策班、筒井推進委員と福田推進委員が荒廃農地解消対策班です。

松山委員： それでは、農地集積と情報対策班の農業委員の方は、吉田委員にお願いをし、もう二人は江川委員と大田委員どうでしょうか。

吉田委員・江川委員・大田委員： はい、よろしくお願いします。

松山会長： あと残りの委員（川久保委員・岡野委員・北野委員・入口委員）が荒廃農地解消対策班になります。

それでは班員が決まりましたので、次に各班のリーダー及びサブリーダーの選出をお願いいたします。立候補、推薦がなければ、別室に分かれていただいて協議をお願いします。

<リーダー・サブリーダーの協議>

松山会長： それでは再開します。

事務局から各班のリーダー及びサブリーダーを発表してもらいます。

岩坪書記： 部会長・副部会長の発表を行います。

農地集積班のリーダーは宮崎委員、サブリーダーは大田委員、荒廃農地班のリーダーは北野委員、サブリーダーは岡野委員、年金推進班のリーダーは小崎委員、サブリーダーは前田委員です。よろしくお願いします。

松山会長： 引き続き、議案第13号及び議案第14号の審議に入ります前に、今回初めての委員さんもおられますので、農地中間管理事業について、担い手公社の松本局長に説明をお願いしたいと思います。松本局長、よろしくお願いいたします。

松本局長： こんにちは。今回は農業委員の改選で初めての総会ということで、貴重な時間をいただきまして、農地中間管理事業についてお話をさせていただきます。また、制度改正ということで新たに推進委員というのができたというところで、特に農地に関することにつきましては、農家の方々はそれぞれの地区の農業委員に相談するケースが多いため、県も国も平成26年から全国的に耕作放棄地が多いということで、耕作放棄地の解消のためにこの中間管理事業という法律をつくって、県に中間管理機構をそれぞれ立ち上げて、そこを中心に農地の貸し借りの仕事をしていこうという事業がはじまっています。

お手元の資料をご覧ください。農地中間管理事業ということで、長崎県農地中間管理機構、またそれぞれ市町村に事務局があります。事務委託を受けている公社がある市や町は長崎県ではいくつかあります。この中間管理機構の事務委託を町から受けて仕事のお手伝いをしてるのは、小値賀と西彼と対馬の3つが中間管理機構の公社での事務局の取り扱いを行っているところであります。

農地中間管理機構とは、農地を貸したい人（出し手）から借りたい農家（受け手）へ農地を貸し付けるための中間的受け手となる公的機関です。長崎県も農林部の農地利活用推進室の隣に農地中間管理機構があります。

図を見てわかるように、左側が出し手、右側が受け手の間に農地中間管理機構があります。順番を言いますと、農地を借りたい人は手を挙げなければなりません。牛を増やすのに農地が足りません、と①で農地中間管理機構に手を挙げます。2番目に、農地中間管理機構が出し手の応募をします。歳を取って田んぼや畑を作れなくなったので借り手を見つけてくださいという方々を探します。この辺を特に農業委員の皆様をお願いしたいというところございまして、県下各地においても出し手の応募については、それぞれ農業委員の皆様が活躍して事業推進にあたっているところです。3番目に出し手の方が中間管理の方に畑を貸し出します。4番目にこの畑がありますがどうですか、というマッチングをします。いよいよ畑が決まれば、5番目に中間管理機構と受け手が契約するというような流れになります。

出し手のメリットについては、知事指定の公的機関なので安心して貸すことができます。

農地の受け手を探す必要がありませんので、公社が責任を持って公募し貸し付けるメリットがあります。地代は、機構が斡旋するので未収の心配がありません。要件を満たせば協力金がもらえます。

受け手のメリットは、これもって公的機関なので安心して借りることができます。規模拡大や分散した農地をまとめやすくなります。貸す人の畑が借りる人の畑と繋がっている場合、そういうときはその方に中心的に農地を集約していくということもできます。地主との賃貸手続きなどはすべて公社がしますので、直接、出し手と受け手がやり取りすることはありません。例えば何人からも借りている場合は、今まではAさんに5,000円、Bさんに5,000円ということで、それぞれ借り手が地主に持って行っていました。今度は、借りる人の口座から一括して機構がお金を引き出し、出し手にお金を払うという手続きを全部機構が行うということで、契約や賃料の支払いが一本化になります。

しかし物納については、通常は白米で何キロや玄米・モミで何袋というやり方でやっているかと思いますが、モミと白米は対象になりません。玄米の物納のみを記載するということが、白米やモミでやる方は賃貸ではなく使用貸借になります。使用貸借というのは、賃借料や物納を払わないということです。貸借は、お金と玄米だけが契約の中に書き入れるようになります。

町の方から担い手公社に事務委託を受けてやっていることなのですが、平成26年から推進をしまして、資料には平成29年7月までの実績を記載しています。貸付者数は222人、借受者は57人となっており、筆数は田んぼと畑で470筆、面積が630,851㎡となっております。国も県もこの農地中間管理機構にこの事業を使って、いろんな集約を図っていただくということで、いろんな事業をするにしても小値賀町の農地中間管理事業を使った集積はどれくらいですか、というのは必ず書かないといけないようになっております。町を上げて農地中間管理事業の推進をしておりますので、特に農地については農業委員の皆様が地域の状況を十分に把握されているかと思っております。この推進については、格段のご協力をお願いしたいと思っております。

2枚目の資料は、農地中間管理事業が出しているパンフレットの一部になります。地区での話し合いなどで活用していただきたいと思っておりますし、各地区で必要な時は用意します。

農地のことで悩んでいる、後継者がいなくてどうしようかなど、そういう方がいらっしゃいましたら、是非ご相談していただきまして農地中間管理事業のPRをしていただきたいと思っております。

事務的な流れについては、農用地等借受申出書というのがありますが、借り手の方が農地中間管理機構に農地を借りたいので応募をしますということで、この申出書は借り手が農地中間管理機構に出します。簡単なもので、裏側に「どのくらいの畑を借りたいか」「経営規模は何をやっていますか」や、連絡先などを書いて提出するようになっております。以前は年に3回、応募の受付をしていましたが、今は毎月しています。月末に締めて、翌月の5日までに報告ということで出しています。田んぼや畑を借りたいという方は、必ず申出書を出して県の方に登録をしなければ借りることができません。この申出書は、農業委員会の事務局や農林系の窓口にもあります。また、担い手公社にもあります。そういった方がいらっしゃいましたら、申出書を出すように推進をしていただきたいと思っております。

次のページになります。これは、今現在7月までに、町内の各地区で県の機構の方に農地を借りたいということで、応募する方々の一覧表になります。今までに75名の方がいらっしゃいまして、その内のJR九州は松浦の方でアスパラや農業に参入していますが、県下の市や町に手を挙げているということでJR九州も入っています。色を塗りつぶしているところが、すでに手を挙げて中間管理機構と農地の貸し借りの契約をしている方です。笛吹在と大浦が専業農家ではない方々でして、去年、水田の条件整備事業を行いました。その事業をするには、農地中間管理機構に農地を契約しなければ事業が実施できないということで、笛吹在と大浦は比較的専業農家ではない方に応募していただいております。色を塗っていない方々は、手は挙げていますがまだ農地の貸し借りの契約はしていません。認定農家だけではなく、一般の農家の方々も手を挙げることができます。

また、事業の実績をあげるためにA to Aということで、自分の田んぼや畑を機構に貸し出してそれを借りるということもできます。機構に預ければ、例えば借り手が歳を取り病気をして畑を借りているけれども作られなくなったという場合は、3年間は農地中間管理機構が草刈りや、どこからか機械を借りてコーンを作ったりと面倒を見てもらうことができます。ただし、次の3年間で次の借り手を見つけるような仕事をしなければいけません。

次に農用地等貸付申出書になります。農地を貸したい人が記入する書類です。この書類は、氏名、貸し付けの時期や期間、借受予定者がいるかどうか記入します。裏面に、田んぼや畑の地番や面積などを記入するということになります。ただし、4年間で63町歩と言いましたが、1筆あたりの面積が平均で約1反3畝になり、ほとんどが基盤整備した農地です。農地を作れなくなったので借り手を見つけてくださいと出されても、例えば、山の下の道がないや、狭いなど、1反未満の畑は借り手を見つけてくださいと言われてもなかなか借り手が見つからなくなります。一度現場確認をし、この農地は耕作するのが不可能という場合は借り手を見つけていけないとお断りすることもあります。出したから、それが全部貸せるというわけではありません。裏面がそれぞれの地番等になります。

次に農地利用集積計画ということで、農地を貸す方と農地中間管理機構が契約する用紙です。それが貸す方の計画書と配分計画とありまして、配分計画書は借りる方と機構が契約するものです。今までの問題の中で、不在地主で相続が発生している農地です。それが非常に時間がかかります。相続が発生している農地は、期間は通常10年間でございますと申し立てているのですが、5年間でもできます。10年間の場合は、相続人全員の同意が必要です。例えば、母親がいて、子供たちは全員転出して父親の名義という場合には、母親を含む子供たちの同意が必要ですが、母親を代表にして契約します。契約しますが、この配分計画・集積計画には相続に関する書類は別にしないといけません。母親が相続人代表で機構と契約することについては相続人の一人として異議がありません、という書類を添付します。そして役場の戸籍係の方から、父親の子供たちはこれに間違いがないという証明の戸籍謄本を添付して提出します。相続が発生している農地は非常に大変で結構な農地がありますが、時間がかかっても処理していこうと思います。

最後に、今まで出し手と受け手のメリットを言いましたが、もう一つありまして、地域集積協力金というようなお金が出ます。いろんな条件がありますがけれども、小値賀町の農地面積の2割から5割を集積した場合には、反当り15,000円、5割から8割ならば21,000円、

8割以上ならば27,000円という単価で交付金があります。交付金は地域の話し合いによって何でも使っていていいということと言われております。今、29年度の7月までの14町歩1反というのは、すべて大島です。大島の地域の面積は19町歩あり、8割くらいをもらおうとはまったのですが、8割は厳しいということで、5割から8割をもらう予定です。しかし、来年からこの単価が下がるようです。できれば今年度中に、少しでももらえるお金はもらおうと思っております。従業員も1人増員し、この事業にはまっております。500ha農地がありますので、大島を除いてあと40町歩、それぞれ各地域の中で…。今現在の農地の貸し借りは、農地法3条と基盤強化法と農地集積円滑化事業のこの3つで貸し借りをしているかと思えます。農家台帳を見てみると、期間が満了しているのが多いです。満了している農地は、是非、農地中間管理機構を使って貸し借りの契約をするように推進を図っていきたいと思えます。特に今回、推進委員の方々については、こういった事業が主な仕事の一つということで、県の利活用推進室からも農業委員会の会長に、そういった誘導をお願いしますということで通知もきています。ぜひ推進の方をお願いしたいと思います。いつでも、こういった事例があると連絡していただければ、出し手の方に出向いて詳しく説明したいと思います。特に、不在地主の方がなかなか一つの流れでは上手くいきません。例えば、以前に問い合わせがあったのですが、今契約しているのを解約して乗り換えようかということに、農地中間管理機構というのを信用されず、そういう団体が一番危ないということもありました。

よろしくお願いたします。以上です。何か質問はありませんか。

松山会長： 農用地等借受申出書は一回提出するだけでよろしいのですか。

松本局長： はい、一回だけ提出すればよろしいです。

大久保推進委員： 農用地等貸付申出書の申込者や氏名は、本人でないといけないのですか。

松本局長： はい、本人しかできません。

例えば、相続が発生している農地は、先程申したように、父親の名義で母親がいたら母親の住所を、父親・母親ともこちらにいたら、よその相続人の代表になる人の住所と名前を記入します。印鑑は認印でよろしいです。相続権利者の同意書も認印です。

木村推進委員： 荒廃した農地はそのまま借りるのですか。

松本局長： まずは現場確認をし、再生可能であれば、農地中間管理機構のお金で草刈りをし、耕運をかけます。

しかし、どれでもということではありません。借りる方がいなければ大変です。常に草刈りをしないとイケませんので…。

松山会長： 他にありませんか。

松本局長： 荒廃農地を出さないという取り組みですので、3年間は農地中間管理機構がお金を出して人を雇って管理します。その辺は、何年農業ができるかわからない場合になってもその方が安心です。地区での推進をお願いしたいと思います。

松山会長： 他にありませんか。それでは、松本局長ありがとうございました。

松本局長： もう一点、担い手公社は平成13年から担い手の育成をしています。今年から研修事業の内容も拡充しまして、定員を4名から6名にしています。また、地域おこし協力隊という総務課が管轄で行っている事業があります。来ても地域になかなか馴染めない方々もいるという問題もありまして、1年間は地域おこし協力隊でその方の人間性を見ます。小値賀町の農業は、こういうことをするなど学ばせ1年間様子を見ます。

地域おこし協力隊の面接は総務課が行いますが、担い手公社の研修生は1年間様子を見たら、その段階で担い手公社の理事が面接をし研修生として採用します。今までに28人の研修生を受け入れておりますし、現在も畜産の研修生が2名、夫婦で地域おこし協力隊の研修生が入っております。定員6名ですので、それぞれ東京や大阪、福岡での就農相談会に総務課の担当者と担い手公社の担当者と一緒に行っていて、いろんなPRをして農業後継者の募集をしています。地域の中でこういった方が帰って来ているとか情報があれば、役場や担い手公社に連絡をしていただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

松山会長： 松本局長は公務のため、ここで中座させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定に基づく平成29年度第2回農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第13号について説明いたします。

まず、計画書（案）を1ページめぐりまして、明細の集計表ということで、今年度2回目となります。内訳としまして、使用貸借による権利についてでございますが、畑につきましては貸付期間5年が2筆3,964㎡で、合計2筆3,964㎡ということで、集積計画が出されています。基本的にはこれまで同様、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 濱本磨毅様の方に中間管理権という権利が発生します。2筆については、貸付期間が、29年9月10日から34年9月9日までの5年間ということになっており、相続権利者からの同意書もいただいております。

次のページに、農地利用集積計画書各筆明細書という資料がありまして、○○○○さんや●●●●さんと書いています。貸付される方が○○○○さんでして、対象農地が、浜津字赤尾◇◇番地◇の畑と、同じく字赤尾◇◇番地◇の畑の2筆を農地中間管理機構に貸し出しをするということになっています。その農地中間管理機構が●●●●さんに貸すという流れになります。貸付期間が5年間になっております。

以上で、13号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。  
ないようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： それでは、許可することにいたします。  
続きまして、議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく、平成29年度第2回農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪書記： それでは、議案第14号について説明いたします。  
まず、配分計画（案）に載っている農地情報については、農地番号1番及び2番は、議案第13号の農地と同一の分です。借り手については、農用地利用配分計画というところに受け手と書いていまして、□□□□さん、■■■■さんに貸し付けられるようになります。そしてこの開始期間というのは、農地番号1番及び2番は、13号の開始期間と同一になっておりまして、29年9月10日から34年9月9日までの5年間となっております。そのほかの農地番号3番から12番の10筆分については、29年9月10日から37年11月9日までの8年間になります。以上で説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

大久保推進委員： こういうデータは載せないといけないのですか。不必要なデータもあると思います。  
毎回、そう思います。電話番号は不必要かなと…。

松山会長： 委員会の中だけでの話なので、委員もよそで口外はできませんし、守秘義務もあります。  
そういうことで、載せていても大丈夫かと思います。  
他にありませんか。

前田委員： 中村の■■■■さんに貸す農地がありますけれども、丹波節の田は荒れていて、2年か3年間は混ぜずに放置した状態になっています。こういうのは、注意して強制的にさせないといけないのですか。

松山会長： 報告書を年に1回提出しなければなりません。何を作ったかなど記入します。  
そのための農業委員・推進委員ですので、業務として注意しなければいけません。

木村推進委員： これはすでに作っているのですよね。契約が切れたから再度契約ということですよ。

大久保推進委員： 利用報告で何年か作っていなかったら、農地中間管理機構から通知が来ます。



松山委員： 報告書を出さないといけませんので、嘘の報告書を出しているということになります。関係のある地区の担当者が注意など促していただければと思います。

他にありませんか。

山元係長： 先程、農地中間管理機構の話がありました、簡単に説明します。

元々の所有者がいらっしゃいまして、その所有者の農地を農地中間管理機構にお貸しします。これが、議案 13 号で審議した分になります。議案 13 号で審議していただいた分で、農地中間管理機構の利用権が発生します。そのあと議案 14 号で審議していただいたのは、受け手に対する利用権が発生します。今までは、農地法とかいうのは一括でここまで（受け手）いていたのですが、これを 2 段階の別々の法律でやっています。

議案 13 号と議案 14 号で農地が違うのですが、一度、■■■■さんの分は貸し手から農地中間管理機構に預けるまでは行っています。しかし、◆◆さんのときに行ったものですから、借りた方が亡くなられた場合は契約がストップすることになります。貸した方が亡くなった場合は継続されます。■■さんの場合は、農地中間管理機構に貸すまでは継続していますが、受け手に貸すまでがストップしていますので、ストップしているところだけが出てきているということになります。先程、荒廃している部分とかおっしゃっていましたが、基本的に農業委員会の業務の農地法の中でも、荒廃しないように指導しなければいけないというのがあります。借りる方についても、荒らさないようにしなければならなくなっています。荒廃していること自体おかしいというふうになりますので、そういった状況については指導していただくといいかと思います。許可をするのに今みたいなきちんとしているかや、きちんとした農業者かなど、そういったところを適正に見ていただきながら、この方には貸してもいい、この方に貸したら荒らすのではないかというところを、皆さんに判断していただきながら見ていく形になります。

松山会長： 他にありませんか。迎委員お願いします。

迎委員： 一度、荒廃したら元に戻るのが大変です。■■さんが出来ないということでしたら、どうしたらいいのですか。補助を借りて…

大久保推進委員： それは貸すまでの間ではないのですか。借りた後は・・・自分で借りて・・・それは当たり前だと思います。

迎委員： こうなったら無理なところもありますし…。

大久保推進委員： 無理でしたら返すしかないと思います。

前田委員： ■■さんは一度、草を刈って、あとは混ぜないでおいている状況です。ものすごく荒れているということではないですが…。

山元係長： 前田委員からみて、もう少しきちんとして欲しいと思うのですね。

松山会長： 今、息子さんが担い手公社の研修生でだいぶ進んでいます、まだ隅々まで行きわたらないところもあると思います。本人は、わかっていてかつ自分ですべてやっています。研修も2年目に入ってあと半年と頑張っているのも大丈夫かと思えます。よろしく願いいたします。他にないようなので、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。  
次にその他です。事務局よりお願いいたします。

岩坪書記： その他で何点かありますので、説明させていただきます。

1つ目に会長就任についてです。農業委員会の会長は、小値賀町地域農業再生協議会の会長に就任することになっております。また、一般財団法人 小値賀町担い手公社の理事に就任することになっております。担い手公社の理事については、前会長であります松口政之さんが2年間引き続き就任することになっております。松口さんの任期が満了と同時に松山会長に就任していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。そのほか、行政関係の協議会等の役員がいくつかございますので、後日お知らせいたします。

次に農業委員・推進委員の役割の件で、今回の改選で初めて農業委員・推進委員になられた方もおりますので、簡単に農業委員と推進委員の役割を説明いたします。A3の資料「農業委員会はこんな仕事をしています」というのをお配りしていますのでご覧ください。詳細な内容は、今後、農業委員会総会の際や委員研修会等で説明していきますが、大まかにこの6つになります。

1つ目は優良農地の確保と有効利用ということで、農地法に基づく許可、遊休農地所有者に対する意向確認、農地台帳による情報の一元管理をします。

2つ目は認定農業者等担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進ということで、農地の利用調整・あっせんを行います。

3つ目は農業経営の合理化に向けた地域世話役活動ということで、後継者・税金・資金・農業者年金・農地の売買賃借など農家の相談相手となっていただきます。

4つ目は農業一般に関する調査・情報提供ということで、全国農業新聞や全国農業図書の購読、農業委員会だより発行などがあります。

5つ目は農地等の利用の最適化を進めるための関係行政機関等への意見の提出ということで、認定農業者や集落営農組織と農業委員会との意見交換会を行い、農業者の声を汲み上げて行政へ意見を提出します。

6つ目は農業者年金の加入推進ということで、農業者年金制度の普及推進を行います。

この中でも、左上にあります、利用状況調査（農地パトロール）、無断転用防止、遊休農地の解消に関しては農地法改正がありまして、特に農地の無断転用については厳しく罰せら

れることとなっておりますので地域でのご指導をよろしく願いいたします。

また、4つ目の全国農業新聞については、委員の皆様については全員が購読していただくことになっておりますので、新任の委員さんで購読されていない方におかれましては、お配りしております貯金口座振替依頼書を早めに事務局まで提出していただきますようよろしくお願いいたします。現在、取られている方は依頼書の提出はしなくてもよろしいです。

大久保推進委員： 口座変更はどうしたらいいですか。

岩坪書記： 口座変更をされたい方は、随時言ってもらえれば変更手続きします。

浦委員： 新しい通帳を作らないといけないのですか。私は、農協の通帳はありません。

岩坪書記： 窓口払いも可能ですので私に代金を持ってきていただければ、最終的に皆様のと一緒に支払いをしますので大丈夫です。事務局で取りまとめて、農協の方に農業新聞代を引いてくださいという依頼をしています。その為の口座を教えてくださいということです。窓口でも払っていただければ対応します。

次に利用状況調査（農地パトロール）についてです。前の委員さんは一度やられているのでやり方はわかると思います。今、お手元に配布しましたけれども、これを早速活動するようになります。8月中にこの作業をしていただきたいと思っています。稲刈りなどで忙しくて7・8月できなかったという場合は、9月中にしていいただければ対応できます。期限が決められているので、なるべく8月中にしていいただければ助かりますということです。作業の説明ですが、色が付いている地図があるかと思っています。大きい地図は皆さんの担当地区で、調査をしなければならぬ農地の地図になります。前方の黒板に貼っている図面はこの島の図面になります。この白い部分と色が塗っている部分が畑になっていますので、ここの部分の状況が今現在どうなっているのかというのを、皆さんに全部一筆ずつチェックをしてもらうという大変な作業になります。例えばこの農地が赤でしたら、前年度分が荒れているということで山林原野化しているという印になります。今年、現況を見て荒れていれば赤になります。

松山会長： 赤の場合は再生不可能、非農地化ということになります。

山元係長： 二種類、地図が入っています。前任の委員だったり、昨年の自分だったり調査して色付けしたのが色付けした地図になります。それとは別に、灰色と白の部分の地図が入っています。基本的に毎年一筆ごと確認をします。去年の分をそのまま丸写しするのはやめていただきたいというのは基本です。赤のところは、見間違えではない限り赤のところで作られているというのはまずありえないです。わかりやすいように、白いところが田んぼと畑でして、その他は灰色で塗っています。白いところについて去年のを参考にしながら現場を見ていただいて、これはもう畑や田んぼに戻らないというのは赤色に、少し手を入れれば田んぼ・畑に戻せるかな、しかしすぐには戻せないというのは黄色を、先程も前田委員が言われたよう

に、ここは少し草を刈るだけできれいになるというところには緑色という形で色分けをしてください。薄く色が付いている部分は、農業者年金の問題や納税猶予関係になります。

筒井推進委員： 私がいつも調査している農地があるのですが、去年は黄色から白になったのですが、約1反の中の畑に少しだけ野菜を作っているのですが、そのまま白でいいのですか。

山元係長： はい、基本的に白です。大きな畑の中で、半分は山で半分は使っているというのが出てくるかと思いますが、その時は、このくらいかなと線を引いて色を分けていけばいいと思います。現況で皆さんの判断に応じていいかと思います。あとは、事務局で現場を見ながらしていきます。

松山会長： あとは採草地です。牛の草を刈ったり放牧したりしているところは農地として認めます。

大久保推進委員： その中間はどうしたらいいのですか。荒れているのか今から作るのか分からないときです。

松山会長： だいたい1年間作らなければ、遊休農地になります。

大久保推進委員： 1ヶ月間で回るとき…

山元係長： その判断、すごく難しいです。

松山会長： その判断は、推進委員に任せます。

木村推進委員： したがって、その地区の人しかわかりません。ここは絶対あの作物を作るけど、今はこうしているが作っている農地があります。

大久保推進委員： 私は中村の方に行くので、どっちかわからなくなります。

山元係長： そこは地元の委員に話を聞きながらしていただければと思います。

白い部分は、見たということがわかるように、○マークしていただければと思います。

岩坪書記： 今の農地利用状況調査の件で、今回から推進委員も新しく任命され、農業委員と一緒に同じ作業をしてもらうということでお金も発生するので、報告ものとかで県の検査が来たりするときに詳しく見られます。そのときに時間や場所を示すために、皆さんが活動した日にちや時間、字（あざ）を書くようになります。また、休憩時間も記入するようになります。暑いときに大変かと思いますが、ご記入の程よろしくをお願いします。

次に公務災害補償制度の加入申込みということで、皆さんが農業委員と推進委員の仕事をしているときにケガをした場合などに保障されるというものです。それは町の方で加入して

いますので、安心して活動できるかと思えます。

次に地区別農業委員研修会の開催についてです。皆さん一緒に、佐世保の方で8月25日(金)に13時30分～16時30分まで、鹿子前の九十九島ベイサイドホテルであります。ご参加の程よろしく願いいたします。都合が悪いという方は、ご連絡をいただければと思います。8月10までに出席の報告を事務局の方にお願ひします。

次に8月総会の日程についてです。毎月、総会は25日前後に行われているのですが、8月は25日に研修会が入っていますので、事務局の案としましては研修の前日の24日(木)か、翌週の28日(月)の週に行いたいと思いますがどうでしょうか。

松山会長： 研修会が終わってからでどうですか。

岩坪書記： 会長の方から、研修会が終わってからはどうかと意見があったのですが、28日(月)でよろしいですか。

全委員： はい。

岩坪書記： ありがとうございます。では、次回の総会は8月28日(月)の13時30分からこの会場になります。議席は、今、皆さんがお座りのお席になります。総会案内通知は、茶色の封筒に入れて配ります。よろしく願いいたします。

次に、皆さんと事務局を含む名簿を作って皆さんに配布しようと思っているのですが、新しい委員と推進委員の方は連絡先等を教えてもらってもよろしいでしょうか。

最後に、総会が終了しましたら、皆さんで玄関前の階段のところで集合写真を撮りたいと思います。また、個別に顔写真を撮りますのでよろしく願ひします。

事務局長： 新しい委員の方は、前任の方から字図の引継ぎはできていますか。

事務局で前任の方に確認をしてみます。

松山会長： その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようでしたら、改選後第1回目の農業委員会総会はこれで終了いたします。

なお今後の総会は、毎月25日前後にこの2階西側会議室で13時30分から実施することとなります。現場視察がある場合には、一旦駐車場に集合し、現場視察を終えたあとにこの会議室で総会となりますので、よろしく願ひします。

本日は、長時間お疲れさまでした。